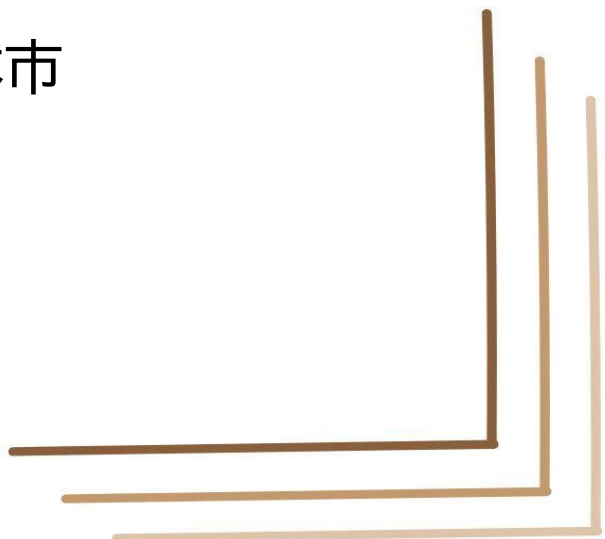




認可地縁団体の手引き

令和6年4月作成
和歌山県橋本市



内容

I.	認可地縁団体とは	2
1.	区・自治会の法人化とは	2
2.	認可地縁団体制度とは	2
3.	認可の対象とならない団体	2
4.	認可の要件	3
II.	認可申請の手続き	3
1.	地縁団体の認可までの手続きの流れ	3
2.	認可申請に必要な書類	4
3.	申請にあたっての注意	4
4.	認可・告示	5
5.	認可後の注意	5
6.	認可地縁団体への課税	6
III.	認可告示後にできること	6
1.	認可地縁団体の印鑑登録	6
2.	各種証明書の発行	7
3.	不動産の登記	7
IV.	認可地縁団体の義務	11
1.	告示事項変更時の申請（地方自治法第 260 条の 2 第 11 項）	11
2.	規約変更時の申請（地方自治法第 260 条の 3 第 2 項）	11
3.	財産目録の作成と備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 1 項）	11
4.	構成員名簿の備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 2 項）	12
5.	総会の開催（地方自治法第 260 条の 13、15～17）	12
V.	参考例・様式集	12
1.	規約の作成例	12
2.	様式集	19
(1)	認可申請書	19
(2)	告示事項変更届出書	21
(3)	規約変更認可申請書	23
(4)	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	25
(5)	就任承諾書	27
(6)	告示事項証明書交付請求書	29
(7)	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	31

I. 認可地縁団体とは

1. 区・自治会の法人化とは

区・自治会は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができます。

法人格を取得する目的としては、地域的な共同活動を円滑に行うため、団体名義での不動産登記、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得などが挙げられます。

【参考】地方自治法第 260 条の 2 第 1 項(抜粋)

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2. 認可地縁団体制度とは

平成 3 年 4 月に地方自治法が改正され、区・自治会の「地縁による団体」が、市長の認可を受けて法人格を取得し、区・自治会の名義で不動産登記を行うことができるようになりました。このように法人格を取得した地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

さらに、令和 3 年 11 月の地方自治法の一部改正により、認可の要件が見直され、地域的な共同活動を円滑に行う等一定の要件を満たす場合には、不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても、法人格を付与することが可能となりました。

3. 認可の対象とならない団体

認可の対象となるのは区・自治会のように区域に住所を有する人は誰もが構成員となれ、「地域のつながり」に基づいて組織された地縁による団体です。

以下の団体は地縁による団体ではないため、認可の対象となりません。

- (1) 青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢など条件が必要な団体
- (2) 活動目的がスポーツや芸術など限定的に特定されている団体

4. 認可の要件

- (1) 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- (3) 地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。この規約には（ア）目的、（イ）名称、（ウ）区域、（エ）主たる事務所の所在地、（オ）構成員の資格に関する事項、（カ）代表者に関する事項、（キ）会議に関する事項、（ク）資産に関する事項が定められていなければならないこと。

II. 認可申請の手続き

1. 地縁団体の認可までの手続きの流れ

流れ	内容
事前準備	要件の確認（目的・区域・構成員・規約など）
申請の準備・相談	・規約の整備 ・構成員名簿の作成 ・代表者の選任準備 ※総会を開催する前に地域振興室へご相談ください。
総会の開催	必要事項を総会で議決 ・認可申請を行うことについて ・新規約（会則）・構成員名簿について ・代表者を決定することについて など
申請書類の作成・提出	・認可申請書 ・規約 ・認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 ・構成員の名簿 ・直近の総会資料 ・申請者が代表者であることを証する書類
認可・告示	提出書類の審査後、認可し告示を行います。

2. 認可申請に必要な書類

(1) 認可申請書

認可申請書には、次の(2)から(6)の書類を添付してください。

(2) 規約

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、
(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、
(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項を定めてください。

12ページの規約の作成例を参考に作成してください。

※ 規約を作成し、総会に諮る前に事前に地域振興室に相談して下さい。

(地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため)

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿

区域内過半数の構成員名簿(住所、氏名を記載)をご提出ください。個人での加入となりますので、構成員が未成年であってもご記入ください。

(5) 直近の総会資料

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認します。

(事業報告書、決算書、予算書、事業計画書など)

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

- ① 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの
- ② 申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるもの

3. 申請にあたっての注意

- ・ 認可申請にあたっては、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定等についても審議してください。
- ・ 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件を満たすよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について、事前に地域振興室にご相談ください。

4. 認可・告示

- ・認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て市長による認可、告示を行います。市長の告示（通常2週間）をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。
- ・告示後、印鑑登録や不動産登記を行うことができるようになります。

【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無
（代理人がある場合は、その氏名）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

※ 告示された内容に変更があった場合は速やかに地域振興室に届け出てください。
届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

5. 認可後の注意

- ・認可後、区・自治会長や規約など告示した内容を変更する場合には、総会で決議した上で市へ届出が必要です。
- ・定められた告示内容の項目は告示されて初めて効力を持つため、告示されないと認可地縁団体としての正式な決定となりえません。
- ・また、認可地縁団体は総会定足数、決議数が法で定められているため、告示事項変更には注意が必要です。

6. 認可地縁団体への課税

- ・ 地縁団体として認可され法人格を得た場合、法人設立の届出書の提出が必要となります。 収益事業の有無により、各種税金が課税される場合があります。

詳しくは、各お問い合わせ先でご確認ください。

税の種類		お問い合わせ先
国税	法人税	粉河税務署
	登録免許税（不動産登記）	和歌山地方法務局橋本支局
県税	法人県民税	和歌山県税事務所
市税	法人市民税、固定資産税	橋本市税務課

III. 認可告示後にできること

1. 認可地縁団体の印鑑登録

橋本市認可地縁団体登録条例に基づき、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができます。印鑑登録は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。なお、登録できる印鑑は、1団体につき1個です。

(1) 印鑑登録に必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・ 代表者の個人印（印鑑登録されたもの）及び印鑑登録証明書
- ・ 登録する団体印

※ ただし、次に該当する場合は認可地縁団体の印鑑の登録はできません。

- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ 上記に掲げるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(2) 登録印を破損、紛失したときは

印鑑登録後、印鑑を紛失・破損等された場合は印鑑登録廃止申請書の提出が必要です。廃止後、必要に応じて新たな印鑑をご登録ください。

2. 各種証明書の発行

各種証明書の発行には申請から1週間程度期間が必要です。証明書発行にかかる手数料は1件につき200円です。

(1) 認可地縁団体証明書（告示事項証明書）

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。告示事項証明書交付請求書により地域振興室まで請求してください。

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書

認可地縁団体の代表者は、印鑑登録証明書を請求することができます。

○ 証明書発行に必要なもの

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・ 登録されている団体印
- ・ 申請者の本人確認書類（運転免許証等）
- ・ 申請者の個人印（印鑑登録されているもの）
- ・ 申請者の個人印の印鑑登録証明書（発行から30日以内のもの）

3. 不動産の登記

認可を受けると保有資産の表示登記・保存登記等を行うことが可能となります。登記に際しては、市が発行する「告示事項証明書」、「印鑑登録証明書」のほか、法務局が定める必要書類の提出が必要です。詳細については、和歌山地方法務局橋本支局にご確認ください。

(1) 不動産登記の特例

平成27年4月1日に地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全て又は一部の所在が知れない場合、「所有不動産の登記移転等に係る公告申請」により、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

(2) 特例適用の申請要件

次の4つの要件を全て満たしている必要があり、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出が必要です。

① 申請を行う認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

この特例は、地縁による団体名義で登記ができなかったことにより、便宜上認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている不動産

を対象としており、申請時点において認可地縁団体が所有していることが要件とされています。

- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有していること。

期間については、認可地縁団体として認可を受ける前の期間を含みます。

- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人となっている不動産や、認可地縁団体の構成員が個人的に所有している不動産については対象となりません。

- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

登記関係者のうち少なくとも一人の所在が知れない場合には要件を満たすこととなります。

※ ただし、所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例により認可地縁団体が不動産の登記名義人となることについて事前に同意を得ておくことが望ましいです。

(3) 不動産登記特例の手続きの流れ

流れ	内容
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 書類の作成等を地域振興室に相談 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者への地縁団体名義への変更（特例適用申請）説明等
総会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 申請不動産の所有に至った経緯についての議決（保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がなかった場合） 特例適用を申請する旨の議決
申請書類の作成・提出	<ul style="list-style-type: none"> 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類 申請者が代表者であることを証する書類 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
審査	提出書類の審査後、認可し公告を行います。
公告	要件を満たしている場合、下記の事項について市が 3 カ月以上の公告を実施します。

	<p>【告示事項】</p> <p>① 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所</p> <p>② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項</p> <p>③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨</p> <p>④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項</p>
情報提供	<p>・公告に対する異議申立てがなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を行います。</p> <p>※ 異議を述べるものが現れた場合…</p> <p>不動産の登記関係者（表題部所有者、所有者の登記名義人、これらの相続人）や不動産の所有権を有することを疎明する者が異議を述べた場合は、公告による手続きは中止となります。</p> <p>市は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行うことが可能となります。</p>
登記	<p>・申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し法務局で登記の申請を行います。</p>

(4) 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について

- ① 「申請を行う認可地縁団体が当該不動産を所有していること。」及び
- ② 「当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって、平穏かつ公然と占有していること。」を疎明するに足りる資料
 - ・申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
 - ・公共料金の支払領収書
 - ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本（法務局）
 - ・旧土地台帳の写し（法務局）
 - ・固定資産税の納税証明書（市税務課）
 - ・固定資産課税台帳の名寄帳の写し（市税務課）
 - など

※ 上記資料が入手困難な場合は、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほか、下記書類が必要になります。

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した

者等（以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面

- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 など

③ 「当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。」を疎明するに足りる資料

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）

※ 上記資料が入手困難な場合は、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、下記書類が必要になります。

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面 など

④ 「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。」を疎明するに足りる資料

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 など

※ 登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件を満たすこととなります。この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

IV. 認可地縁団体の義務

認可地縁団体は、法に則り、より民主的な運営が義務づけられていますが、認可地縁団体になることによって、橋本市の監督下におかれたり、行政権限の一部を有したりするものではありません。法で定められていること以外は、住民の皆様が自主的に組織し活動する従来の自治会・町内会と相違ありません。ここでは、法に定められた認可地縁団体の義務のうち、主な内容をご紹介します。

1. 告示事項変更時の申請（地方自治法第 260 条の 2 第 11 項）

代表者等、告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を揃えて地域振興室まで速やかに提出してください。

(1) 代表者が代わったとき

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 代表者の就任承諾書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会の議事録の写し）

(2) 主たる事務所の位置が変わったとき

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会の議事録の写し）

2. 規約変更時の申請（地方自治法第 260 条の 3 第 2 項）

規約を変更する場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を揃えて地域振興室まで速やかに提出してください。なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、市長の認可後、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

※ 規約の変更をする際は必ず事前に地域振興室に相談してください。

- ・ 規約変更認可申請書
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）

※ 地方自治法 260 条の 3 第 2 項の規定により、規約の効力発生は市長の認可後となります。

3. 財産目録の作成と備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 1 項）

認可を受ける時と、毎年 1 月～ 3 月までの間もしくは事業年度終了時に財産目録を作成し、認可地縁団体事務所に備え置く必要があります。

4. 構成員名簿の備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 2 項）

構成員名簿個人を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な事項を加筆・修正してください。構成員名簿は、総会時の出席者数及び決議数の分母となります。変更時の市への報告・提出は不要です。

5. 総会の開催（地方自治法第 260 条の 13、15～17）

- ・ 代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開いてください。
- ・ 総会の招集は、少なくとも 5 日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
- ・ 認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、全て総会の決議によって行います。
- ・ 総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

V. 参考例・様式集

1. 規約の作成例

〇〇区 規約

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 住民自治の振興に関すること。
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡、親睦及び福利厚生に関すること。
- (3) 生活環境の整備や防災に関すること。
- (4) 防犯灯、公衆用道路等の維持管理に関すること。
- (5) 集会所、公共施設、委託を受けた施設等の維持管理及び運営に関すること。
- (6) 従来からの伝承事項に関すること。
- (7) その他本会の発展に必要と認められること。

（名称）

第 2 条 本会は、〇〇区と称する。

（区域）

第 3 条 本会の区域は、橋本市〇〇△番□号から▲番■号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、橋本市〇〇×番〇号におく。

(「本会の主たる事務所は区長宅に置く」も可能。)

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 第3条に定める区域に住所を有しないが、その区域に事務所、店舗等を有する個人、法人、団体等は賛助会員とする。

(会費)

第6条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本会の代表者に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したもものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が本会の代表者に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 代表者 1名

(2) 代理 〇名

(3) 会計 〇名

(4) 監事 〇名

(5) その他の役員 若干名

(役員を選任)

第10条 役員は、会員の中から選任し、総会で承認を得なければならない。

2 代表者及び監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務役員の職務)

第11条 代表者は、本会を代表し、会務を総括する。

2 代理は、代表者を補佐し、代表者に事故があるとき又は代表者が欠けたとき、その

職務を代行する。

3 会計は区の会計を掌る。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をする為必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5 その他の役員は、本会における専任業務を遂行する。

(役員任期の任期)

第12条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表者が必要と認めるとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は、代表者が招集する。

2 代表者は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

※「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります

(地方自治法第260条の15)。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議事)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××××

※ 特定の事項について世帯の表決権を一票とすることは可能だが、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないと解されています。

また、代表者や監事の選任も、同項を適用することも適当とは考えられません。

(地方自治法260条の18)

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的な方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、代表者が必要と認めるとき招集する。

2 代表者は、役員²の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、代表者がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、代表者が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保にする場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

※ 総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、代表者が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、代表者は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、代表者が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することはできない。

※ 総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

※ 総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、重要事項を少数の

会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、橋本市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

※ 総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役本会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

2. 様式集

(1) 認可申請書

様式（地方自治法施行規則第 18 条関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇区

所在地 橋本市〇〇△丁目△番△号

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 橋本市〇〇△丁目△番△号

認可申請書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式（地方自治法施行規則第 18 条関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可申請書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(2) 告示事項変更届出書
様式（地方自治法施行規則第 20 条関係）

（あて先）橋本市長

年 月 日

「変更の年月日」以前の日付で『告示事項変更届出書』を提出する場合は、

旧代表者名を記載する。

「変更の年月日」以後の日付で『告示事項変更届出書』を提出する場合は、

新代表者名を記載する。

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○区

所在地 橋本市○○△丁目△番△号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 橋本市○○△丁目△番△号

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

該当する項目に○をしてください。

1 変更があった事項及びその内容

① 名称

② 規約に定める目的

③ 区域

④ 主たる事務所

⑤ 代表者に関する事項

変更前、変更後には変更があった事項の内容を記載してください。

⑥ その他（

別紙記載でも問題ありません。

変更前 氏名 △△ △△ 住所 橋本市○○△丁目△番△号

変更後 氏名 ○○ ○○ 住所 橋本市○○△丁目△番△号

2 変更の年月日

○○年○月○日

実際に事項が変更する年月日を記載してください。

例) 4月1日に新代表が就任する場合：4月1日

総会で新代表が就任する場合：総会日

3 変更の理由

上記1の事項に変更が生じたため

4 添付書類

・議事録の写し

・就任承諾書（写しでも可）

様式（地方自治法施行規則第 20 条関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

- | | | |
|----------|-------------|------|
| ① 名称 | ② 規約に定める目的 | ③ 区域 |
| ④ 主たる事務所 | ⑤ 代表者に関する事項 | |
| ⑥ その他（ | | ） |

変更前

変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

4 添付書類

- ・議事録の写し
- ・就任承諾書（写しでも可）

記入例

(3) 規約変更認可申請書
様式（地方自治法施行規則第 22 条関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

総会の開催日以降の日付
を記載してください。

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○区

所在地 橋本市○○△丁目△番△号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 橋本市○○△丁目△番△号

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
 - ・新規約
 - ・変更事項の理由が記載された書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
 - ・総会議事録の写し

様式（地方自治法施行規則第 22 条関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
 - ・新規約
 - ・変更事項の理由が記載された書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
 - ・総会議事録の写し

(4) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
様式（地方自治法施行規則第 22 条の 2 の 5 関係）

年 月 日

(あて先) 橋本市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 ○○区
 所在地 橋本市○○△丁目△番△号

代表者の氏名及び住所
 氏名 ○○ ○○
 住所 橋本市○○△丁目△番△号

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

○○集会所等名称が付されている場合はこれによること
 そうでない場合は「会館」、「事務所」、「居宅」等の区分によること。

第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を
 各階ごとに算出された床面積の合計を記載
 (保存又は移転の登記をしよつとする不動産)に

登記事項証明書
記載内容と同一

・建物		
名称	延床面積	所在地
○○集会所	200 m ²	橋本市○○△丁目△番△号
・土地		
地目	面積	所在地
宅地	400 m ²	橋本市○○△丁目△番△号

不動産登記規則第 99 条に定める区分に従って記載

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
 名称 ○○ ○○
 橋本市○○△丁目△番△号

不動産登記規則第 100 条に定める「地積」と同一

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、所有者又は名義人が複数いる場合は、別紙記載も可
- 3 申請者が代表者である場合は、別紙記載も可
- 4 地方自治法第 260 条の 4 の第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

様式（地方自治法施行規則第 22 条の 2 の 5 関係）

年 月 日

（あて先）橋本市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項
・建物

名称	延床面積	所在地

- ・土地

地目	面積	所在地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(5) 就任承諾書
様式（就任承諾書）

就任承諾書

年 月 日

私は、 _____ 〇〇区 _____ の代表者になることを承諾します。

総会の開催日以降の日付
を記載してください。

住 所 橋本市〇〇△丁目△番△号

氏 名 〇〇 〇〇

氏名は必ず自署又は
記名押印してください。

様式（就任承諾書）

就任承諾書

年 月 日

私は、 _____ の代表者になることを承諾します。

住 所

氏 名

(6) 告示事項証明書交付請求書
様式 (告示事項証明書交付請求書)

年 月 日

(あて先) 橋本市長

どなたでも請求可能

請求者

住 所 橋本市〇〇△丁目△番△号

氏 名 〇〇 〇〇

告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、下記「地縁による団体」に係る告示した事項に関する証明書を交付されたく請求します。

記

1 請求に係る団体の名称及び主たる事務所の所在地

団体の名称 〇〇区

主たる事務所の所在地 橋本市〇〇△丁目△番△号

2 必要とする部数

1 部

証明書が必要な認可地縁団体の名称と主たる事務所の所在地を記入

様式（告示事項証明書交付請求書）

年 月 日

（あて先）橋本市長

請求者
住 所
氏 名

告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、下記「地縁による団体」に係る告示した事項に関する証明書を交付されたく請求します。

記

- 1 請求に係る団体の名称及び主たる事務所の所在地
団体の名称
主たる事務所の所在地

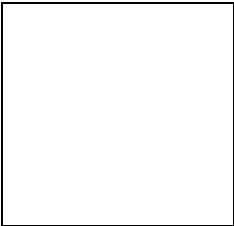
- 2 必要とする部数
部

(7) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
様式第2号(第5条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 橋本市長

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	〇〇区	
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	橋本市〇〇△丁目△番△号	
	(資格) 氏名	(代表者) 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日生

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__1__枚の交付を申請します。

申請者 本人住所 橋本市〇〇△丁目△番△号
 代理人氏名 〇〇 〇〇

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

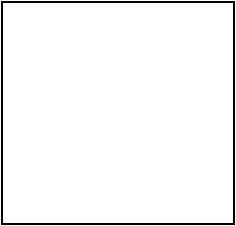
申請者が代理人の場合においても、申請者の住所及び氏名を記載して下さい。
要確認！！

様式第2号（第5条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

（あて先）橋本市長

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地		
	(資格) 氏名	()	年 月 日生

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者 本人住所

代理人氏名

（注意事項）

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

